

岩手県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ロツツ株式会社	大船渡市猪川町字前田 9番地28	訪問看護ステーション 和	大船渡市大船渡町字新 田38番地1	平成26年8月11日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人松実会	滝沢市菓子732番地2	麗峰苑指定居宅介護支 援事業所	八幡平市平館第13地割 1番地1	平成26年9月1日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ロツツ株式会社	大船渡市猪川町字前田 9番地28	訪問看護ステーション 和	大船渡市大船渡町字新 田38番地1	平成26年8月11日